

# 1-(1) 重要無形民俗文化財「ながらがわ うかいらょう ぎじゅつ長良川の鵜飼漁の技術」

## ほぞんかつようけいかく保存活用計画の認定について

- ・国の重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」(平成27年3月2日指定)の**保存活用計画**を令和2年度に作成。
- ・国の文化審議会(令和3年7月16日開催)の審議・議決を経て、**文化庁長官の認定**を受けた。
  - ☞ 重要無形民俗文化財としては**日本初**の認定。  
**持続可能**な鵜飼の実現に向け、**大きな一歩**を踏み出した。

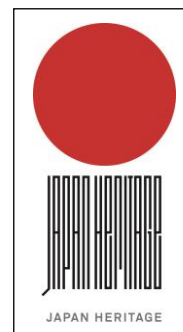


保存活用計画とは、個別の文化財を保存活用していくための基本方針や具体的な措置を示した**法定計画**(文化財保護法に規定)。

### (1) 計画認定の利点

国重要無形民俗文化財で、**日本遺産**の**構成文化財**でもある鵜飼の魅力を高めていく取り組みを、**国の公認**で進めていくことができる。

- ☞ 日本遺産を活かして**本物志向の観光まちづくり**を推進するには、**構成文化財の確実な保存活用が前提**。



### (2) 計画の内容

計画では、「保存」・「活用」・「調査研究」の**3つのテーマ**ごとに、将来にわたり実施すべき具体的な措置(計51件)を**全て列挙**。

計画は、市内の**図書館**で閲覧可能。

また、**本日**(7月30日)より、岐阜市の**ホームページ**にて**計画の公開**を開始。

### (3) 計画の推進体制

計画の作成を**契機**に、

「**長良川の鵜飼漁の技術**」**保存活用協議会**を設立(令和2年1月22日)。

#### 【構成員】

- 岐阜長良川鵜飼保存会(岐阜市長良の鵜匠6名)
- 岐阜市
- 小瀬鵜飼保存会(関市小瀬の鵜匠3名)
- 関市

- ☞ **地域を超えた鵜飼の協議会**が組織されたこと自体が**初めて**。今後、両保存会・両市が連携して**一体的**に取り組む事業は、**協議会が主体**となって実施する。



協議会の総会



SDGsの  
目標17を実践

#### (4) 今後に向けて

- 本市の誇る**文化資源**であり**観光資源**である長良川の鵜飼は、市民の皆様の**シビックプライド醸成**に欠かすことのできない存在のひとつ。  
⇒ シビックプライドは、持続可能な都市の**普遍的要素**。  
計画を実行し、**SDGs**を原動力とした**持続可能な都市づくり**にも繋げたい。
- 今後も関市や保存会と手を取り合い、鵜飼の**ユネスコ無形文化遺産登録**を目指すとともに、鵜飼を**未来へと継承**する取り組みをさらに推進していきたい。  
⇒ 計画が、その**道標**としての役割を果たすことを期待している。

#### <参照：計画に対する協議会会長・副会長のコメント>

**会長** すぎやま まさひこ **杉山 雅彦 氏** (岐阜長良川鵜飼保存会会長)

我々鵜匠にとって、これからも**変わらない姿**で鵜飼を継承していくことが**使命**であると考えています。認定された計画に基づき、多くの方々の協力を得ながら、できることから確実に**歩み**を進めてまいります。これをきっかけにぜひ鵜飼を見に来ていただき、我々の**心意気**を感じてください。



**副会長** あだち たいち **足立 太一 氏** (小瀬鵜飼保存会会長)

計画の作成は、鵜飼を見直す良い**機会**となりました。様々な**課題**を乗り越えていくために、多くの方々の協力を得ながら、先人たちから受け継いできた鵜飼をさらに**発展**させてまいります。認定された計画によって、それが**実現**できることを期待しております。



※関市に関しては、本件について令和3年7月27日(火)の市長定例会見にて発表